

## 裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

審査請求人代理人

[Redacted]

処分庁 高松市福祉事務所長

審査請求人が平成 30 年 1 月 29 日に提起した処分庁による生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（生活保護申請却下処分取消請求事件（平成 30 年健康第 1 号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件処分を取り消す。

#### 第 1 事案の概要

- 1 平成 26 年 4 月 25 日に審査請求人（以下「請求人」という。）の妻が処分庁に来庁し、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による保護の申請を行った。
- 2 平成 26 年 5 月 1 日に処分庁が課税調査を行ったところ、請求人名義の軽自動車（以下「本件軽トラック」という。）があることが判明した。
- 3 平成 26 年 5 月 15 日に処分庁は診断会議を開催し、請求人世帯の保護開始を決定した。なお、請求人世帯に対する援助方針には、保有する本件軽トラックを処分することが含まれていた。
- 4 平成 26 年 5 月 23 日に請求人及び妻が処分庁に来庁し、生活保護費を受け取っ

た。その際、処分庁は本件軽トラックについて、どこかの車屋で査定してもらい、査定額があれば査定額以上の金額で売却し、名義変更の証明書と売却代金を受け取ったことがわかる書類を6月15日までに提出するよう指導した。

5 平成26年6月5日に請求人が処分庁に来庁し、生活保護費を受け取った。その際、処分庁は本件軽トラックについて、6月15日までに処分するよう指導した。

6 平成27年3月12日に処分庁の担当職員が請求人世帯を訪問し、請求人及び妻と面談した。その際、担当職員は、生活保護受給者には車の保有は認められていないことについて生活保護手帳を示して説明し、4月で一年が来るので今後は、口頭指導から文書指導になることを伝えた。

7 平成27年6月18日に処分庁は、弁護士相談を行い、法第63条及び第78条にて対応することが妥当でなく、子から軽トラックの代金を受け取るか、軽トラックを請求人名義に戻し、第三者（業者）に売却（期限を設ける）するよう文書指導することが妥当であるとの回答を得た。

8 平成27年6月24日に処分庁は、診断会議を経て、法第27条に基づき、本件軽トラックを適正価格で売却し、同年7月7日までに名義が変更された証拠となる書類と売却価格が判る書類を提出するよう、文書による指導指示を行った。

9 平成27年7月13日に処分庁は、「当福祉事務所は、生活保護法第27条に基づき、あなたに対し、平成27年7月7日までに軽自動車を売却し資産として活用し、売却証拠書類と売却価格が判る書類を提出することを平成27年6月24日付けで文書による指導・指示を行いました。しかしながら、売却証拠書類と売却価格が判る書類の提出もありません。残念ながら当福祉事務所の指導・指示に従っているとは言えません。このことは、同法第62条第3項の規定による保護の停止処分に該当するものです。ついては、同条第4項の規定により、下記のとおり、あなたに弁明の機会を与えますので、出席してください。なお、当日やむを得ず出頭できない理由があるときは、事前に高松市生活福祉課に連絡の上、指示を受けてください。」との内容で、同年7月10日付けの弁明聴取通知書を請求人に発送した。

10 平成27年7月23日に処分庁は、請求人に対して弁明の機会を与えた。出席者は処分庁の担当職員2名、請求人の妻1名であった。また、同日に処分庁は診断会議を開催し、請求人世帯の生活保護の廃止（平成27年8月1日付け）を決定した。

11 平成27年7月30日に処分庁は、「廃止する時期：平成27年8月1日、理

由：指導指示に従わないため」との理由等を付して、同年7月30日付けの生活保護廃止決定通知書を請求人に発送した。

- 12 平成29年10月16日、「自動車検査証」によれば、本件軽トラックの名義について、請求人から請求人の息子・■■■■氏に変更された。
- 13 平成29年11月1日に請求人の妻が処分庁に来庁し、法による保護の申請を行った。なお、申請後、請求人の妻が、請求人の運転する本件軽トラックに乗り込み、走り去ったところを処分庁の担当職員3名が確認した。
- 14 平成29年11月6日に処分庁の担当職員が請求人世帯を訪問した際、請求人から、所有していた本件軽トラックは平成29年4月ごろに長男に返し、それ以降自動車は運転していない旨の法61条による届出書の提出があった。
- 15 平成29年11月10日に処分庁が香川県住宅課に調査したところ、請求人が県営住宅の駐車場を契約中であるとの回答を得た。
- 16 平成29年11月15日に処分庁が県営住宅の当該駐車場に本件軽トラックが停まっていることを確認した。
- 17 平成29年11月21日に処分庁は診断会議を開催し、虚偽申告及び前回保護時の指導指示違反に改善がみられないため、請求人世帯の保護申請却下を決定した。
- 18 平成29年11月28日に処分庁は、「虚偽申告及び指導指示違反に改善がみられないため」との却下理由を付して、生活保護申請却下通知書を請求人に発送した。
- 19 平成29年12月13日に処分庁は、却下理由に誤りがあったとして、「生活保護申請却下の決定取り消しについて（通知）」を請求人に送付した。
- 20 平成29年12月19日に処分庁は、「指導指示違反に改善がみられないため」との却下理由を付して、生活保護申請却下通知書を請求人に発送した。
- 21 平成30年1月29日に請求人は、処分庁が請求人に対し、生活保護申請却下処分を行ったことに不服があるとして、香川県知事に対し、本件審査請求を行った。
- 22 請求人代理人からの要請により、平成30年8月27日に参考人陳述を実施した。参考人である請求人の息子・■■■■氏から、本件軽トラックの購入については保険金及び自らの貯蓄を使用した、それを証明できる書類はない旨の陳述があった。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分が違法・不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

#### (1) 処分庁の行った指導・指示について

本件軽トラックは、[REDACTED]の業務を行う上で必要不可欠なものである。もとより事業用品としての自動車であり、地域柄、自動車の利用は必須であることからしても、保有を認めて差し支えないものといえる。また、保護受給開始当時、本件軽トラックの名義は請求人であったものの、その実質は請求人の長男との共有状態にあった。

したがって、本件軽トラックの名義が請求人にあることから直ちに売却を指示することは適切ではなく、これに違反したことをもって保護を打ち切るのは誤りである。よって、指導指示違反は保護廃止の理由とならず、本件申請に対する却下の理由ともならない。

#### (2) 本件軽トラックの名義変更について

平成29年10月6日、本件軽トラックの名義を請求人の長男に移したため、現在、請求人は本件軽トラックを所有していない。実質的に使用しているのも請求人の長男である。したがって、申請時における財産状況を考慮して保護の要否を決するという法の建前からすれば、支給開始決定がなされてしかるべきである。

また、本件軽トラックの下取価格も現在においては、大幅に下がっていることからすれば、請求人が従前の指導指示に従うことは現実的に不可能である。このような状況において従前の指導指示に従うことを請求人に強要することは、不可能を強いるに等しい。

したがって、従前の指導指示はもはや妥当しないことから、指導指示違反は申請却下の理由とはならない。

#### (3) 経済状況が真に急迫した状況であることについて

請求人らは現在二月に[REDACTED]円程の年金収入しかなく、[REDACTED]、経済状況は真に急迫状態にある。なお、[REDACTED]、こうした事情を全く考慮せず、単に従前の指導指示違反という理由で申請却下とするのは誤りであり、直ちに却下決定は取り消されるべきである。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

#### (1) 処分庁の行った指導・指示について

請求人らからは、生活保護申請時の聞き取り及び申告において、請求人は

■、妻は■との説明を受けており、■の業務に関係しているとの説明は一切なかったことから、そもそも請求人らが■の業務に関係している根拠がなく、何をもって本件軽トラックが必要不可欠としているのか不明である。

また、本件軽トラックの保有・使用実績について、処分庁では十分な調査を行っている。平成29年11月1日の生活保護申請後、請求人の妻が、請求人の運転する本件軽トラックに乗り込み、走り去ったところを職員3名で確認・撮影を行った。平成29年11月10日、県営住宅を管理する香川県住宅課への調査により、調査日時時点で請求人が県営住宅駐車場を契約中との回答を得ている。平成29年11月15日、請求人宅の駐車場に本件軽トラックが駐車されているのを確認・撮影した。

よって、本件軽トラックは請求人の長男が営む■の事業用品とするのは適切でなく、単に請求人らの日常生活の便利に用いられるのみである生活用品であるので、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていないことから、本件処分は相当である。

#### (2) 本件軽トラックの名義変更について

本件軽トラックは、生活保護申請直前に請求人の長男に名義変更されている。これに上記(1)に記載の事実を加味すれば、本件軽トラックを名義変更した事実のみをもって請求人の長男の所有とするのは適切でなく、請求人の所有とすべきである。

自動車の売却益が出る場合、親族等に名義変更を行うことは、資産の譲渡となるので認められないことである。本件軽トラックの下取価格は、平成27年8月に比べれば下がっていると思われるが、需要の高い軽トラックという点と、比較的新しい■式という点から、最低限度の生活の維持のために活用できるだけの買取価格はつくものであると考える。実際、業者に買取相場を確認したところ、■円の値がつくとのことであった。

よって、本件軽トラックを売却するよう指導指示したことは、請求人らに不可能を強いているとは到底思えず、本件処分は相当である。

#### (3) 経済状況が真に急迫した状況であることについて

「真に急迫した状況」とは、生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合を言うが、処分庁では、請求人らの生活保護申請時における手持金及び預貯金の保有状況、並びに家賃、負債、ライフラインに係る滞納状況等の内容を確認したところ、恒常化していないこと、また、処分庁から社会福祉協議会で利用可能な貸付金制度を説明したが、生活保護申請後に貸付金制度を利用しなかったことを考慮すれば、「真に急迫した状況」とは認められない。

よって、請求人らを急迫状態にあると判断すべきものではなく、本件処分

は相当である。

### 第3 理由

#### 1 指導及び指示について

- (1) 法第 27 条第 1 項では、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定め、法第 62 条第 1 項では、「被保護者は、……第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と、同第 3 項では「保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。
- (2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 11-2（3）は、「指導指示を行うに当たっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。」と定め、同通知第 11-2（4）は、「法第 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第 62 条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」と規定している。
- (3) 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）I-1（3）は、「申請時においては、被保護者の権利と義務等を説明する。また、保護の受給要件を満たしているかどうかを判断するため、（2）により要保護者から必要な書類を的確に提出させるとともに、資産、収入等が不明な時には、保護の決定又は実施のために必要がある場合に要保護者の氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況、他の法律に定める扶助の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況並びに支出の状況について保護の実施機関又は福祉事務所長が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は関係人に対し報告を求めることができる旨規定した法第 29 条に基づく調査を実施し、……要件の確認の審査を徹底する。さらに、必ず実地調査を行うとともに、申請以前の生活状況や保護の申請に至った理由を的確に把握する。」と規定している。

## 2 本件軽トラックの名義について

- (1) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）は、その第 1 条において「この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い……」と規定し、所有権の存否等を公に証明する制度を設けることを宣言している。同法第 4 条は「自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。」と、同法第 5 条第 1 項は「登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。」と定め、行政面から登録を自動車運行の必須要件とし、その所有権の得喪の証明を登録に委ねることになっている。

同法第 4 条において、軽トラック（軽自動車）は、その登録制度の対象から除かれており、つまりは、動産としてその所有権を主張するには、「占有」することが必要となる。

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 192 条は、「取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。」と定めている。

## 3 真に急迫した状況について

- (1) 法第 25 条第 1 項は、「保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。」と定めている。
- (2) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」Ⅰ－1－（1）は、「……生活保護が必要な者に確実に保護が実施されるためには、相談を通じて真に急迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。以下「急迫状況」という。）を的確に把握することも重要である。このためには、手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、負債、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、急迫状況をはじめとする生活状況を的確に把握することが必要であり……。」と定めている。

また、上記手引Ⅱ－2（3）において「なお、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案したうえで保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えない。」とも定めている。

## 4 これらを踏まえ、本件処分について検討する。

- (1) 処分庁の行った指導・指示について

請求人は、審査請求書において、平成 29 年 10 月 6 日、本件軽トラックの名義を長男に移したため、現在、請求人は本件軽トラックを所有しておらず、実質的に使用しているのも長男である。したがって、申請時における財産状況を考慮して保護の要否を決するという法の建前からすれば、支給開始決定がなされてしかるべきであると主張する。

また、平成 27 年 8 月に保護が打ち切られてから 2 年 4 か月余りが経過し、本件軽トラックの下取価格も現在においては大幅に下がっていることからすれば、請求人が従前の指導指示に従うことは現実的に不可能であり、このような状況において従前の指導指示に従うことを請求人に強要することは、不可能を強いるに等しいと述べている。

処分庁は、弁明書において、請求人及び妻からは、生活保護申請時の聞き取り及び申告において、請求人は■■■■、妻は■■■■との説明を受けており、■■■■■■■■の業務に関係しているとの説明は一切なかったことから、そもそも請求人らが■■■■■■■■の業務に関係している根拠がなく、何をもって本件軽トラックは必要不可欠としているのか不明であると主張する。

また、本件軽トラックの保有・使用実態について、処分庁は十分な調査を行っている。平成 29 年 11 月 1 日の生活保護申請後、妻が請求人の運転する本件軽トラックに乗り込み、走り去ったところを職員 3 名で確認・撮影を行い、同月 10 日、県住宅課から請求人が県営住宅駐車場を契約中との回答を得、同月 15 日、請求人宅の駐車場に本件軽トラックが駐車されているのを確認・撮影したと述べている。

よって、本件軽トラックは長男が営む■■■■■■■■の事業用品とするのは適切でなく、単に請求人らの日常生活の便利に用いられるのみである生活用品であるので、自動車の保有を認める段階には至っていないし、生活保護申請直前に本件軽トラックを長男に名義変更した事実のみをもって長男の所有とするのは適切ではなく、請求人の所有とすべきであると述べている。

また、本件軽トラックの下取価格は、平成 27 年 8 月に比べれば下がっていると思われるが、需要の高い軽トラックという点と比較的新しい■■■■■■■■式という点から、最低限度の生活の維持のために活用できるだけの買取価格はつくものであると考えると述べている。

なお、本件軽トラックの下取価格が下がったことをもって、保有を認めるものではなく、地域の実情等を勘案した上、保有を認めないと判断したものであり、本件軽トラックを売却するよう指導指示したことは、請求人らに不可能を強いているとは到底思えず、本件処分は相当であると主張している。

本件軽トラックは、第 3-2 (1) に記載のとおり、動産であり、その所有権を主張するには、自動車検査証の使用者・所有者欄に記載されていることが必要ではなく「占有」することが必要である。昭和 39 年 12 月 2 日付け東京

高等裁判所判決「損害賠償請求控訴事件」において、「道路運送車両法第 97 条の 3、同法施行規則第 63 条の 2 以下 7 までに規定する軽自動車届出制度は、同法第 2 章の自動車登録制度、これに付随する譲渡証明等に関する規定が、第 4 条の自動車（それは軽自動車を含まない）の所有者を対象とし所有権を公証して取引の安全をはかる目的に出たものであるのとは趣を異にし、軽自動車の事実上の使用者を対象とし、主として保安上の見地から設けられた制度であると解するのが相当である。したがって、右規定による軽自動車届出済証等の様式中に所有者をも表示するようになっていても、それは単に便宜上そのようにしたにすぎず、もとより所有権を証明する意味までをもたせる趣旨ではないと解すべきであり、……。」とされていることから、本件審査請求においても、誰が「占有」しているかでその所有者が確定されるものである。

この点について、処分庁は、本件軽トラックの保有・使用実態について、十分な調査を行っているとして述べ、その根拠として①平成 29 年 11 月 1 日の生活保護申請後、妻が請求人の運転する本件軽トラックに乗り込み、走り去ったところを職員 3 名で確認・撮影を行ったこと、②同月 10 日、県住宅課から請求人が県営住宅駐車を契約中との回答を得、同月 15 日、請求人宅の駐車場に本件軽トラックが駐車されているのを確認・撮影したことを挙げている。

①については、この 1 回の使用確認のみをもって、所有しているということは十分でなく、「所有＝占有」を主張するには、所有者の「自己のためにする」という意思確認と複数回の使用確認を行うなど事実的に支配されているとみられる状態を確認する必要がある。

②についても、県営住宅駐車を契約していることで、請求人が当該駐車場の使用権限をもって、使用していることは確認できるが、このことをもって、本件軽トラックの所有権が請求人にあることは証明できない。

請求人は、審査請求書において「本件軽トラックの名義は請求人であったものの、その実質は■■■■との共有状態にあった。」と、また、反論書においても「そもそも本件軽トラックを購入したのは■■■■氏であり、名義を請求人にしたのは、従前に業務用に利用していた軽トラックが請求人名義だったからにすぎず、実質は■■■■氏の所有物である。」と主張している。なお、請求人代理人からの要請により、平成 30 年 8 月 27 日に実施した参考人陳述において、参考人である息子・■■■■氏から本件軽トラックの購入については、保険金及び自らの貯蓄を使用した旨の発言はあったものの、それを証明できる書類の提出はなされなかった。

これらを踏まえると、処分庁の行った指導・指示については、第 3-1 (2) に記載された「事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努める」といった行為が十分とは言えない。また、処分庁は、弁明書において、平成 29 年 11 月 1 日生活保護申請時、妻に対し資産の保有状況の聞き取りを行ったと

ころ、「軽トラックを持っていたが、長男の物なので返した。返した時期については知らない。」との返事があり、その後、請求人に架電し、妻から説明のあった軽トラックについて聞き取りを行うと、「軽トラックは半年ぐらい前に長男に返した。」との言質がとれたとあることから、請求人が所有していると処分庁が認定した本件軽トラックについて、請求人及びその妻がその所有権が長男にあると認識していることに疑念を持つことが自然であり、保護の決定に当たり、第3-1(3)に記載のとおり、自動車の所有実態について十分調査ができていないとは言えない。

## (2) 本件軽トラックの名義変更について

請求人は、審査請求書において、同人名義の軽トラックを保有しており、これについて処分庁から売却するよう指導を受けていたが、長男が[REDACTED]の仕事を行う上で、また妻の通院に際してどうしても必要であったため、売却しなかった。本件軽トラックは、長男が従前まで利用していた軽トラックを運転中、追突事故の被害に遭い、全損したことから、当該事故で支払われた保険金で購入したものであり、[REDACTED]の業務を行う上で必要不可欠なものであり、保護受給開始時の本件軽トラックの名義は請求人であったものの、その実質は長男との共有状態にあったと主張する。

処分庁は、弁明書において、平成29年11月1日生活保護申請時、妻に対し資産の保有状況の聞き取りを行ったところ、「軽トラックを持っていたが、長男の物なので返した。返した時期については知らない。」との返事があり、その後、請求人に架電し、妻から説明のあった軽トラックについて聞き取りを行うと、「軽トラックは半年ぐらい前に長男に返した。」との言質がとれたとしている。

また、平成29年11月6日の居宅訪問の際、請求人が所有していた軽トラックは、同年4月頃に長男に返し、それ以降自動車は運転していないとの法第61条による届出書の提出があったとし、同年11月10日に県住宅課から請求人が県住の駐車場[REDACTED]を契約中であるとの回答を得、同月15日、軽トラックが県住の駐車場[REDACTED]に停まっているのを確認・撮影を行ったことから、処分庁は、軽トラックは請求人の所有物であり、資産の活用ができていないと判断したと述べている。

本件軽トラックの名義変更については、処分庁から請求人に対し再三再四、適正価格での売却が促されており、最終的には、平成27年6月24日付け指示書において、名義を戻したのち適正価格での売却を行い、その証拠となる書類の提出を行うよう指導されている。第1-7によれば「平成27年6月18日に処分庁は、弁護士相談を行い、法第63条及び第78条にて対応することが妥当でなく、子から軽トラックの代金を受け取るか、軽トラックを請求人名義に戻し、第三者(業者)に売却(期限を設ける)するよう文書指導することが妥当



(4) 総括

上記(1)から(3)までに記載のとおり、処分庁の判断については適切に行われておらず、本件処分は、違法・不当な処分と認められる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法46条1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年11月16日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

